

令和6年度 技能者育成資金融資制度のご案内

訓練生のための融資制度のお知らせ

技能者育成資金融資制度は、優れた技能者を育成するための一助として、**成績が優秀であるにもかかわらず、経済的な理由により職業能力開発総合大学校または公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生を対象**とした、融資制度です。

職業訓練の受講を容易にすることを目的として、**一定の要件を満たした訓練生に、労働金庫から有利子、無担保で一定限度額まで融資します。**【令和6年度の労働金庫での受付は、10月31日まで】

融資の対象者の要件

- (1) 年齢要件 借入申込時点で満18歳以上であること
- (2) 成績要件 能力開発施設長が**成績優秀と認め、推薦していること**
- (3) 所得要件 借入希望者の**父母の直近1年間の所得が基準額以下**であること
 - ※ 各要件の詳細については、まずは所属の訓練施設の担当者にご照会ください。
 - ※ 民間金融機関の融資のため、審査の結果により必ずしも融資が行われるとは限りません。

融資額・融資方法

融資額は、下記の1年当たり**融資上限額に融資対象期間**（※）（年数）**を乗じた額の範囲内**で、希望する額の申込みが可能です。

※ 融資対象期間とは、申請のあった年度の訓練を開始する月から最短年限で修了した場合の修了月までの期間の年数をいいます。

希望した融資額が一括して借入者の労働金庫の口座に入金されます。

なお、在学期間中で資金が足りなくなっても、新たな追加融資は申し込めませんので、在学期間中の学費に充てる融資金の管理を適切におこなってください。

職業訓練の課程区分	融資上限額（1年当たり）	
	自宅通校	自宅外通校
普通課程の普通職業訓練 （高卒者程度）	360,000円	410,000円

※ 「自宅通校」「自宅外通校」は、借入希望者が生計を一にする人と同居しているかどうかによって区分されます。

融資年率

年率：2%（固定金利／信用保証料0.5%を含む）

返済方法

訓練修了月の翌々月から、**10年間を限度**として、元利均等方式による月賦または月賦・半年賦併用のいずれかの方法で返済してください。

※ 詳しくは、技能者育成資金と検索し、厚生労働省のホームページをご覧ください。